

受検手数料

学科試験 3,100円

実技試験 17,900円

1級～3級及び単一等級の実技試験については、年齢、在学又は県内就業の状況により、受検手数料が減額されます。減額を受ける場合は、本人確認書類に加え、各種証明書等の提出が必要となりますので、詳細は技能検定受検案内を参照ください。

| 等級 | 受検者の区別 | 添付書類確認後の実技試験受検手数料 |
|------------------|--|-------------------|
| 1級 単一等級 | (1) 県内に住所を有する者(県内施設※1訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。) | 8,900円 |
| | ア 県内において職に就いている者 | |
| | イ 職に就いていない者 | |
| | (2) 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 | |
| | (3) 県内施設訓練生等 | |
| | (4) 県外施設訓練生等 | |
| 2級 | (1) ※2 35歳未満の者 | 2,900円 |
| | ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等(県外施設訓練生等にあつては、県内に住所を有する者に限る。) | |
| | イ アに掲げる者以外の者 | 8,900円 |
| | (2) ※3 35歳以上の者 | 8,900円 |
| | ア 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。) | |
| | (ア) 県内において職に就いている者 | 8,900円 |
| | (イ) 職に就いていない者 | |
| | イ 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 | 8,900円 |
| | ウ 県内施設訓練生等 | 2,900円 |
| | エ 県外施設訓練生等 | 2,900円 |
| | (ア) 県内に住所を有する者 | |
| | (イ) 県外に住所を有する者(県内において職に就いている者に限る。) | 8,900円 |
| 3級 | (1) ※2 35歳未満の者 | 2,900円 |
| | ア 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等 | |
| | イ アに掲げる者以外の者 | 8,900円 |
| | (2) ※3 35歳以上の者 | 8,900円 |
| | ア 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。) | |
| | (ア) 県内において職に就いている者 | 8,900円 |
| | (イ) 職に就いていない者 | |
| | イ 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者 | 8,900円 |
| | ウ 県内施設訓練生等 | 2,900円 |
| | エ 県外施設訓練生等 | 2,900円 |
| | (ア) 県内に住所を有する者 | |
| | (イ) 県外に住所を有する者 | 8,900円 |
| a 県内において職に就いている者 | | |
| b aに掲げる者以外の者 | 11,900円 | |

※1 訓練生等とは、受検申請を行う日の時点で以下の①～⑧のいずれかに在籍している者、又は求職者支援訓練を受けている者。

- ① 公共職業能力開発施設(注1) ② 認定職業訓練施設(注2) ③ 高等学校又は中等教育学校の後期課程
④ 特別支援学校の高等部 ⑤ 専修学校又は各種学校 ⑥ 高等専門学校 ⑦ 短期大学 ⑧ 大学

(注1) 短期課程の普通職業訓練、または専門短期課程もしくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で就職している者を除く
(注2) 就職している者を除く

※2 35歳未満の者とは、技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達していない者をいう。

※3 35歳以上の者とは、技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。

○受検料減額の対象は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。